

ご存知ですか 事業主の皆さん

― 特定求職者雇用開発助成金 ―

この制度は、高齢者・心身障害者等の就職が特に困難な人を公共職業安定所（職安）の紹介により、常用労働者として雇い入れた事業主の人に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの皆さんの雇用機会の開発を目的としてつくられたものです。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次の①から③までのいずれにも該当する事業主です。

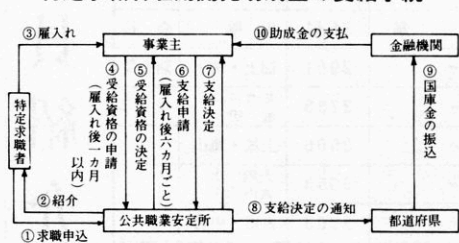
- ① 次のいずれかに該当する求職者（六十五歳未満の者に限る）を職安の紹介により、常用労働者として雇い入れ、助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用すること
 - ② 対象労働者の雇入れの前および後各六カ月間に、雇用する常用労働者を事業主の都合により解雇したことがないこと
 - ③ 対象労働者に対する賃金の支払状況等を明らかにする書類を整備していること
- 受給できる額
受給できる額は、対象労働者ひとりにつき次のとおりです。
- ① 重度心身障害者等以外の者

雇入れ後一年間に支払った賃金の四分の一（中小企業事業主は三分の一）
ただし、二百九十九万九千円を限度とします。

② 重度心身障害者等
雇入れ後一年六カ月間に支払った賃金の三分の一（中小企業事業主は二分の一）
ただし、三百二十九万八千五百円を限度とします。

① 受給しようとする事業主は、対象労働者を雇い入れた日（賃金締切日が定められている場合は、雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日）から一カ月以内に、特定求職者雇用開発助成金受給資格決定申請書を職安に提出してください。

特定求職者雇用開発助成金の受給手続



わずかな掛金 広がるゆとり

― 中小企業労働者共済会に加入してみませんか ―

加入できる人

・ 町内に住所または事業所を有する中小企業で働く従業員、および事業主の人で、契約発行日に健康で正常に就業している人

・ 年齢は

I・II・III型 16歳～64歳

高齢者型 65歳～70歳

※ III型は口座振替を利用する従業員ふたり以上の事業所

共済給付金 (単位: 千円)

共済事由		型種	月額掛金			
			I 型 (450円)	II 型 (900円)	III型 (1,500円)	高齢者型 (450円)
死	交通事故死亡	事故があってから180日以内の死亡	2,000	4,000	6,000	1,000
	労働災害死亡	労働災害による死亡			10,000～5,000	
	亡	不慮の事故死亡	1,000	2,000	4,000	100
		その他の死亡			3,000	
配偶者死亡	原因はとわず	5	10	15	5	
重度障害	交通事故による (1・2級)	2,000	4,000	6,000	1,000	
	労働災害による (1・2級)			10,000～5,000		
	その他の疾病・傷害による (1・2級)	1,000	2,000	3,000	100	
障害	交通事故	身体の一部を失ったり機能を廃したとき	900～40	1,800～80	2,700～120	900～40
	労働災害					
入院	交通事故によって傷害を受け入院したとき180日の範囲内		1日 1,500円	1日 3,000円	1日 4,500円	1日 1,500円
	労働災害によって傷害を受け5日以上入院したとき120日の範囲内		1日 1,000円	1日 2,000円	1日 3,000円	1日 1,000円
	その他の疾病・障害によって10日以上入院したとき80日の範囲内		1日 500円	1日 1,000円	1日 1,500円	—
自宅治療	交通事故によって医師の治療を受け、安静加療を要すると診断された期間、休業したとき90日の範囲内 (交通事故で入院した場合、入院と自宅治療を通算して180日の範囲内)		1日 750円	1日 1,500円	1日 2,250円	1日 750円

※住宅災害、結婚、出生にも共済給付金があります。

※県内の指定保養施設を利用されますと、2,000円の割引があります。